

平成22年  
2010  
広報

かな

5月号

KANNA NO.86



# 万場小学校 入学おめでとう!

## Contents

- 平成22年度の体制と異動者……………P2
- 入園・入学おめでとう……………P3
- 私たちが農業委員です……………P4
- 平成22年度神流町職員構成……………P5
- 議会だより……………P6～P13

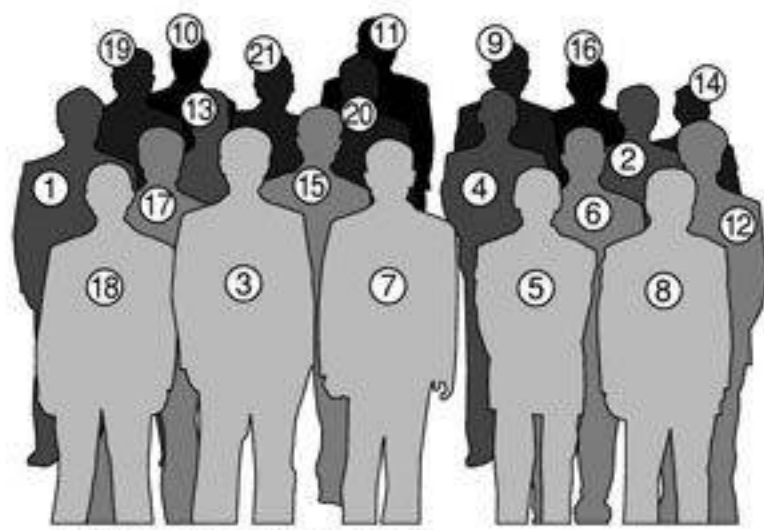


塩沢藤松寺のしだれ桜が今年も見事に咲きました。  
(4月5日撮影)

# 平成22年度の体制と異動者

| 区    | 地区  | 役 | 氏名 |
|------|-----|---|----|
| 第1区  | 柏木  |   |    |
| 第2区  | 麻生  |   |    |
| 第3区  | 生利  | ◎ |    |
| 第4区  | 万三  |   |    |
| 第5区  | 万二  |   |    |
| 第6区  | 万一  |   |    |
| 第7区  | 塩沢  |   |    |
| 第8区  | 森戸  |   |    |
| 第9区  | 黒田  |   |    |
| 第10区 | 小平  |   |    |
| 第11区 | 相原  | ○ |    |
| 第12区 | 青梨  |   |    |
| 第13区 | 船一  |   |    |
| 第14区 | 船二  |   |    |
| 第15区 | 魚尾  | ○ |    |
| 第16区 | 神ヶ原 |   |    |
| 第17区 | 間物  |   |    |
| 第18区 | 平原  |   |    |
| 第19区 | 尾附  |   |    |
| 第20区 | 西部  |   |    |
| 第21区 | 持倉  |   |    |

<敬称略>



※番号は行政区番号と同じ

## 区長会



◎印は区長会長、○印は副区長会長



静岡県静岡市出身

### ふるさと 協力隊



補助職員



補助職員



事務主事



栄養士



養護教諭

### 小学校



中里駐在所  
主任巡査部長



神流町駐在所  
警部補

### 警察署



教諭



教諭



教諭



校長

### 中学校



住民生活課  
主事補



教育委員会  
特別派遣社会教育主事

### 役場



中里慶康  
主事



係長代理



課長補佐



分署長

### 広域消防

# 入園・入学おめでとう



## 保育所



保育所では、4月2日(金)に入園式が行われ、年中組1名、年少組6名の新園児が入園しました。

|   |   |   |   |   |   |   | 園児名 |
|---|---|---|---|---|---|---|-----|
| 塩 | 平 | 黒 | 塩 | 魚 | 船 | 万 | 地区  |
| 沢 | 原 | 田 | 沢 | 尾 | 二 | 三 |     |
|   |   |   |   |   |   |   | 保護者 |

(敬称略)



新入生に児童代表から歓迎の言葉が贈られました。



小学校では、4月7日(水)に入学式が行われ10名の新小学生が誕生しました。

## 小学校

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | 児童名 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-----|
| 万 | 相 | 生 | 生 | 小 | 万 | 船 | 塩 | 生 | 生 | 地区  |
| 二 | 原 | 利 | 利 | 平 | 三 | 二 | 沢 | 利 | 利 |     |
|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | 保護者 |

(敬称略)



## 中学校



中学校では、4月7日(水)に入学式が行われ13名の新中学生が誕生しました。

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | 生徒名 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-----|
| 生 | 黒 | 万 | 魚 | 万 | 魚 | 万 | 生 | 塩 | 生 | 柏 | 船 | 船 | 地区  |
| 利 | 田 | 二 | 尾 | 三 | 尾 | 二 | 利 | 沢 | 利 | 木 | 二 | 二 |     |
|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | 保護者 |

(敬称略)



農業のこと 農地のこと ご相談ください

# 私たちが 農業委員 です



① 会長職務  
代理  
②  
③ 公選  
④ 万三・万二  
万一・塩沢



① 会長  
②  
③ 議会推薦  
④ 全域

任期満了に伴う農業委員会委員の改選が行われ、選挙による委員8名、町議会推薦による委員1名、農協推薦による委員1名の計10名が決まりました。任期はいずれも平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間です。農業をしたいとき、農地を農地以外にしたいとき、農地を売りたい・買いたいとき、農地を貸したい・借りたときなど、農業関係、農地の異動関係等お気軽にご相談ください。

それぞれの地区を担当する委員は次のとおりです。〔敬称略〕

〔記載項〕  
①職名、②氏名、③選出区分、④担当地区



① 委員  
②  
③ 公選  
④ 魚尾



① 委員  
②  
③ 公選  
④ 船一・船二  
持倉



① 委員  
②  
③ 公選  
④ 小平・相原  
青梨



① 委員  
②  
③ 公選  
④ 森戸  
黒田



① 委員  
②  
③ 公選  
④ 柏木・麻生  
生利



① 委員  
②  
③ 農協推薦  
④ 全域

☆農地の利用関係の調整等

① 農地法第3条関連  
農地を売買したり、貸し借り等をする場合の許可

② 農地法第4条関連  
自らの農地を農地以外に転用する場合の審査

③ 農地法第5条関連  
農地を農地以外に転用するために、他人に売却したり貸したりする場合の審査

☆農地の権利移転・転用等の審査

**農業委員会とは**

農業委員会は、農業者産力の発展や農業経営の合理化を図り、農家の地位向上に寄与するための組織で、地方自治法ならびに農業委員会等に関する法律により、農地のある市町村に置く行政機関です。

**主な業務**



① 委員  
②  
③ 公選  
④ 平原・尾附  
西部



① 委員  
②  
③ 公選  
④ 神ヶ原  
間物

## 農地法が改正されました

国内の食料の自給力を強化するために、農地面積の減少を食い止め、農地を確保し農地の貸借をしやすくし、農地を最大限に利用することを目的として、農地法が改正されました。(平成21年12月15日施行)

### 【禁止事項】

- 耕作しないでいると…
- すべての遊休農地が指導の対象となりました。
- 耕作放棄地や遊休農地の所有者に対して、農業委員会が指導・通知等を行います。
- 農業委員会が、年1回の農地の利用状況を調査します。
- 許可なく転用してしまうと…
- 違反転用に対する処分罰則が強化されました。
- 都道府県知事等による行政代執行制度が創設されました。

| 事項               | 旧制度                                     | 改正後                                   |
|------------------|-----------------------------------------|---------------------------------------|
| 違反転用             | 3年以下の懲役または300万円以下の罰金<br>(法人は300万円以下の罰金) | 3年以下の懲役または300万円以下の罰金<br>(法人は1億円以下の罰金) |
| 違反転用における現状回復命令違反 | 6か月以下の懲役または30万円以下の罰金<br>(法人は30万円以下の罰金)  | 3年以下の懲役または300万円以下の罰金<br>(法人は1億円以下の罰金) |

**農地を相続したら…**

- ◆相続等によって農地を取得した人は、農地のある市町村の農業委員会に届けが必要となりました。
- ◆届出をしなかったり、虚偽の届出をすると10万円以下の過料に処せられます。

平成 **22** 年度 **神流町職員構成**

<敬称略>

町長 宮前 敏十郎

**総務課**

課長  
課長補佐  
総務係長  
同 係長  
同 主査  
同 主事  
消防交通係主査  
企画係主査  
同 主事  
財政係長  
同 主事  
広報情報係長  
同 係長  
同 主事  
広域圏組合派遣

**住民生活課**

課長  
課長補佐  
民税係長  
同  
資産税係長  
同 主事補  
国保係長  
同 主査  
住民係主査  
同 主事  
環境衛生係長  
クリーンセンター  
主査  
保育所  
保育士  
同  
同  
同

**保健福祉課**

課長兼支所長  
課長補佐兼支所長補佐  
  
課長補佐  
包括支援係長  
主任介護支援専門員（社協）  
  
包括支援係主事  
保健係兼支所係長  
同 主査  
保険係保健師  
同 保健師  
同 保健師  
福祉係 主事  
介護保険係長  
同 主査  
万場診療所  
所長  
看護師  
同  
同  
同  
中里診療所  
所長  
看護師  
同

**産業振興課**

課長  
課長補佐  
農林業係長  
同 主査  
同 主査  
同 主査  
商工観光係主事  
同 主事  
みかほ高原荘  
主査  
業務係  
同  
同  
恐竜センター  
係長  
主事

**建設課**

課長  
課長補佐  
建設係長  
同 主査  
林道係主査  
国土調査係長  
同 主事  
水道係長  
同 主事

**会計課**

会計管理者兼課長  
課長補佐  
会計係主査

**議会事務局**

事務局長  
事務局係長  
(広報情報係併任)

**教育委員会**

教育長 齋藤 義久

事務局長  
局長補佐  
社会体育係長  
バス運行係長  
同 係長  
学校教育係主事  
学校給食係  
特別派遣社会教育主事



# 議会だより

平成22年第1回  
神流町議会定例会  
3月10日～17日

## 【委員会報告】

### ○総務常任委員会

2月23日、町が国の緊急経済雇用対策予算である「ふるさと雇用交付金」を活用して、神流町社会福祉協議会に委託し試験的に行う、神流町過疎地域有償運送事業、いわゆる「福祉タクシー」について担当課より説明を受けました。過疎地域有償運送とは、公益法人や社会福祉法人及び、NPO等が過疎地域等の住民当該地域で、日常生活に必要な用務を反復継続して行う者等の運送を行うものであります。当初計画では軽自動車2台を用意し、神流町在住の65歳以上の方、また、

身体障害者手帳等の交付を受けている方、及び介護保険法の要介護・要支援認定を受けられている方々で、申し込みにより、登録を受けられた方を対象として運行されるそうです。

なお、この登録をされる場合には、保険等の経費がかかることから、各年度において、会費として1,000円の負担を頂くことになるそうです。運行は、年末年始を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとなっており、料金は片道400円とのことであり、途中で用を足される方は、15分間に限り、100円でお待ちすることとなります。この事業につきましては各戸毎にチラシを配布するとともに、地域説明会も予定しているとのことでもあります。何分、試行錯誤のことであり、色々と紆余曲折があると思われませんが、随時見直しを行っていくと

のことであります。

### ○産業建設常任委員会

1月27日、リニューアルした恐竜センターの現地調査を行い、担当職員から説明を受けました。

地域活性化センター1階、集会室の一部を転用し、当神流町から産出した化石類を展示するとともに、子供達にもわかりやすく解説し、その充実を図っております。

また、ライブシアターと活性化センターとの間の屋外には、直接肌で触れて楽しめる化石のレプリカが配置され子供達の喜ぶ顔が浮かびました。

次いで、3月8日に新たに設置が予定されている農産物加工販売所について、その候補地の調査を含め担当課長より説明を受けました。

当初の構想では、町並み駐車場の一面に総額千数百万円で建設し、公募による委託経営等により、今売りに出し中の赤じやがの芋串などの特産加工品や農産物を週1回程度販売するのとこのことでありましたが、この場所は、催し物会場としても使用されており、工作物を作るのは適切ではないので

はないか、また、週1回程度の稼働では多額の費用をかける割にあまりにも稼働率が低く投資効果に大きな疑問が生じました。

このことから、場所及び施設規模について再考するとともに、投資に見合った効果が得られるよう、稼働率についても逆に週1日程度の休業となるよう要請を行ったところでもあります。

何れにしましても、国の緊急経済雇用対策により財政力の脆弱な我が町が、思い切って試みられる町おこしの絶好の機会であり、これからも委員会活動を通じて地域の活性化へと繋げてゆかなければとの思いを強く抱いた次第であります。

## 【当初予算】

平成22年度一般会計当初予算および特別会計当初予算について(可決)  
\*詳細については、広報かな4月号をご覧ください。

## 【質疑】

### ▽一般会計

#### 〈斎藤カミヲ議員〉

備品購入費に計上されている助聴器とはどのような

のか。また、ローカウンターは何処に設置するのか。  
〈総務課長〉

現在、当町では高齢者人口が50パーセントを超え、役場窓口に来庁される住民の方々も高齢の方が多くなっております。

身体に支障を来し、耳の遠くなられた方、腰を痛めている方等の利用の利便性を考え、助聴器と丈の低いカウンターを設置するものであります。

財源につきましては、ふるさと納税寄付金のメニューの中の「ふるさと」の「父ちゃん・母ちゃん」応援事業」と、「その他のふるさと応援事業」として寄付いただいたものの一部を充てたいと考えております。

神流町に「父ちゃん・母ちゃん」を残している寄付者からの気持ちを考え、耳の遠い高齢者の方に、普通の声に近い音で会話が聞ける助聴器を本所と支所の窓口にご1台ずつ、又、高齢者の方が役場に来られた時に受付のカウンターが高く、申請書類等の記入がしづらい様子が伺えることから、丈の低いカウンター、



「ローカウンター」を本庁舎に2基設置したいと考えております。

〈斎藤カミヲ議員〉

妊婦健康診査委託料について、何名の妊婦にどのような健康診査を行うのか。

〈保健福祉課長〉

妊婦健康診査は妊婦の14回の健康診査を行います。費用は8万5,640円で、9名分を計上しました。また、償還払い分として1名分計上されており、合計10名分の出産対象者を平成22年度分として見込んでおります。

なお、14回分のうち、6回目から14回目の9回分の経費5万4,000円については、2分の1が県補助金で支出されます。

〈斎藤カミヲ議員〉

新規事業の不法投棄監視事業の内容について

〈住民生活課長〉

不法投棄監視事業は国の緊急雇用対策の環境版ともいえるもので、地域グリーンニューディール基金事業と呼ばれるものでございます。これは、地球温暖化問題等の喫緊の環境課題を解決するために必要な事業を

実施し、当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会の構築につなげることを目的に、県が環境省から交付を受けた8億円で基金を造成し、その基金を活用して県の環境政策課が示した要領の事業区分により、各自治体が事業を実施するものであります。

当事業予算555万3,000円にかかる事業内容につきましても、事業の趣旨に基づいて、地域環境保全の向上に努め、雇用の拡大を図るために不法投棄等監視員を設置し、不法投棄に係る監視パトロールを強化しようというものです。

それらの経費として、賃金150万円や燃料費を始めたとする需要費として35万3,000円、また、不法投棄等が発見され、かつ行政の責任で処理すべき案件等に対応するため、重機等の借上料として70万円が計上されております。

また、委託料300万円につきましても、特に河川の美化や清流保全を目的に単独事業として河川投棄物の回収処理を行う経費でございます。

〈土屋哲己議員〉  
肺炎球菌予防接種について。

〈保健福祉課長〉

肺炎球菌予防接種委託料144万6,000円について、ご説明させていただきます。

高齢者のかかる肺炎の多くが、肺炎球菌によるものと言われております。肺炎球菌ワクチンの接種を行うことにより、免疫ができ、肺炎の重症化を予防することができます。1人当たりの接種費用7,500円に對しまして、費用の約半額4,500円を町から助成するということであり、接種対象者は75歳以上の高齢者約800人を対象に行う予定であります。接種率を40%としまして、約320人分144万6,000円を計上させていただきます。

なお、接種は万場診療所及び中里診療所のみで行う予定であります。また、このワクチンは1回の接種で5年間の効果が持続するとされており、しかし、肺炎球菌の接種ですべての肺炎が予防できるわけでは

ありませんので、日頃からの健康管理に努めていただきますと思います。

〈土屋哲己議員〉

群馬県では平成22年度から、藤岡市を初め合計10市町村が、公費負担を実施する見込みであります。

〈土屋哲己議員〉

高齢者インフルエンザ予防接種委託料接種割合などについて

〈保健福祉課長〉

高齢者インフルエンザ予防接種委託料で240万2,000円を計上させていただいております。

これは65歳を超える高齢者の方々を対象に、毎年実施しているものであります。個人負担が1,000円、町負担が3,000円で、町内の65歳以上1,300人に対して、接種率を約60%、800人を見込んで計上させていただきます。

なお、この予防接種につきましても、町内の診療所及び県内の契約医療機関で実施可能となっております。

〈土屋哲己議員〉

〈教育委員会局長〉  
材料は主に学校給食会から購入しております。また、野菜、肉類につきましては、町内の業者から購入し、パンと炊いたご飯につきましては藤岡市の業者から購入しております。

〈土屋哲己議員〉  
学校給食は学校教育の中で大変大事な事業の1つだと思います。今、炊いた御飯は、藤岡の業者から仕入れをしているというお答えでありました。

児童生徒の皆さんには、温かい炊き立ての御飯を食べてもらうことが、いいことだと私は思っております。やはり地元のお店でお米を購入し、給食センターで御飯を炊いて、児童生徒に食べさせるのが私はベストかなと思います。

関連がありますので、この問題を教育長のほうから説明をいただければありがたいと思っております。

〈教育長〉  
学校給食に対する教育委員会の今後の取り組みについて説明をさせていただきます。

現在神流町の給食費の個



人負担には、小学校1食220円、月額で4,000円。中学校が260円、月で4,700円となっております。県の平均的な額と異なります。県の平均的な額と認識しております。ちなみに上野村では小学校が月3,900円、中学校が4,500円となっております。

米飯につきましては、県の学校給食会がブレンド製造したものを藤岡の設楽製菓店に委託しまして、炊いていただき搬送してもらっております。この米につきましましては、強化米と称しまして、成長期の児童生徒に必要なビタミンB1が豊富に含まれております。市販されてないものですけれども、県や国の補助によって大変安価に購入できる米であります。

約等の課題をクリアしながら、給食センターでの炊飯を検討していきたいと考えております。

現在、小中学校生徒数、職員数合わせても100名に満たない上、電気炊飯ジャーの購入による設置で炊飯は十分可能かと考えております。設備費につきましても、炊飯器の購入と配線工事との経費のみで済むので、現在の給食センターでの炊飯も十分可能であるというふうに考えております。

また、米の調達につきましても、町内の取り扱い業者からの購入等も検討していければというふうな考えでおるところであります。若干割高になることは否めませんが、他の地域におきましても、地元米を使用した学校もありますので、ビタミンB1等の摂取については、他の食材等でカバーしていく等の工夫をしていけば、実施可能と考えております。

おかつの具材等の調達につきましても、さらに地元のものや地域の商店からの購入調達に努めていきたい

というふうに思っております。ともかくにも、学校給食の第1には、児童生徒の健康と安全、成長に配慮し、おいしくて喜んでもらえるものであるというふうな考えであります。その上で、今後地域素材を生かした献立の工夫や、地元生産者や地域商店からの材料の購入に極力努めて、地域に根ざした学校給食のあり方を、今後模索していきたいというふうに考えております。

議員の皆さんにも学校給食の充実に向けまして、さらなるご理解とご支援ご協力をお願いを申し上げます。教育委員会としての学校給食の今後の取り組み方についての説明とさせていただきます。

△一ツ橋良平議員

緊急雇用創出基金重点分野雇用創出農業応援事業、通称「じいちゃん、ばあちゃん農業応援事業」339万3,000円について

△産業振興課長

国の経済危機対策の一環としての雇用施策である「ふるさと雇用」と「緊急雇用」の2種類ある中のひとつで

あり、事業費全額を国の費用で賄うものです。

これは、臨時職員1名の雇用により、高齢化した農業経営者を応援するものであり、通称「じいちゃん、ばあちゃん農業応援事業」と題し、町の農業経営者が年金プラスアルファの収入を得られるような体制を構築することが主な目的です。具体的には、農家の方が人におけるための農業をされている方が多い現況を踏まえ、野菜などの農作物や干し柿など、農作物の出荷体制の構築を図る事や、町に合った農作物の開発を行うための仕掛け人としての役割を果たす事が主な目的です。

特に神流町の農業経営者は高齢化しており、後継者不足に悩んでいるばかりでなく、大型機械が入らない狭く急峻な畑での作業を強いられております。よって、この雇用により、高齢化した農業経営者に元気を与えることと、農業経営者の収入の確保を果たしていく役目を担っていただきたいと考えております。

△一ツ橋良平議員

大変良い事業だと思いま

す。しかし本来なら本会議で確定の後に事業を執行すべきだと考えます。なぜ早く町の回覧、ホームページ等で、人員の募集の受付期間を、平成22年2月25日から3月10日までに行ったかについて伺います。

△産業振興課長

この件につきましては、県との協議があり、その中において4月1日からの雇用ということ、県と調整しました。本来であれば、議会後の施策は必要と思えますが、やはり4月1日に採用するには、事前に広報しないといけないという理由で、先走ったことですが、先にさせていただきました。4月1日から1年限定でありますので、事業を行って行きたいということ、先にさせていただきました。

△一ツ橋良平議員

1月28日にも臨時議会、また2月24日にも臨時議会があったわけですから、前もって説明をしていただきたいと思えます。

△産業振興課長

今後、このようなことのないようにやって行きたいと思えます。



〈二ツ橋良平議員〉

**住宅管理費の修繕料70万円とあるが、町営住宅の修理は全て町の負担なのか、入居者負担も有るのか。**

〈建設課長〉

住宅管理費のうち、修繕料の負担方法は、経年劣化によるものは町負担、故意によるものは、または電球のような消耗品や軽微な修繕は入居者負担となっております。入居の際に連絡事項や覚書により、細部については入居者に伝えてありますが、退去するときの畳の表替えは必ずやっていただくということを入居の許可をしております。70万円という金額につきましては、今までの実績等勘案して計上しております。

〈新井重信議員〉

**有害鳥獣捕獲報償金153万6千円には、猟期ばかりでなく年間を通じて、特に被害の大きい時期での有害鳥獣の駆除も含まれているのか。**

〈産業振興課長〉

神流町において猪、鹿、猿の農作物被害は非常に深刻な問題であります。折角、苦勞して作った農作物や柿

等を獣たちが一晩で荒らしてしまい、農家の生産意欲が減退している現況に対して、町も積極的な対策を講じるために猟友会に依頼して有害鳥獣駆除を実施しております。

特に、猪をこの2年間で102頭、鹿も同じく2年で170頭を駆除し、大きな成果を挙げてはいるものの、農作物被害が更に増加している現況です。平成22年度予算では、猪、鹿に対しては県の捕獲単価2倍の金額を、また、猿の被害も増え始めたことから、猿の駆除のみ県単価の3倍強の予算を組み、駆除費用は前年対比で3倍近い額となっております。

猟期は11月15日から2月15日までの3ヶ月ですが、状況を踏まえ今年は特に鹿の猟期を2月末まで延ばし、その間9頭駆除しました。「年間通じて駆除費用は含まれているか」とのご質疑ですが、その費用は予算の中に含まれておりますが、

猟期以外は鉄砲が使用できず、わな等の駆除方法を頼らざるを得ない現状です。町としても、この報償費は

農作物被害の拡大を抑えるため、最大限の努力を傾注するという強い決意を込めた増額予算ですのでご理解賜りたいと思います。

〈新井重信議員〉

**地域活性化施設特別会計で一般会計繰入金が前年度に比べ226万4千円増え、この会計は、国からの多額の交付金を使い多数の人を雇用し、色々な事業を行い誘客を図るなかで、なぜ一般会計からの繰入れが増加するのか。**

〈産業振興課長〉

特別会計は独立採算制が原則であります。一昨年来、世界的な金融不況の影響により、日本各地の観光産業はどこも大きな打撃を受けており、恐竜センターにおいても入館者数の減少と観光客の消費意欲が非常に落ち込んでいると痛切に感じているところであります。

特に来館者がお金を使ってくれない現象が顕著であり、このことが特別会計財政の圧迫要因となっております。そのような理由により、平成21年度補正予算において、多額の使用料や事

業収入を減額した経緯があります。

よって、平成22年度当初予算では、国の基金活用による雇用もありませんが、景気回復するまでの間、平成21年度の過大見積りの反省を踏まえ、慎重な積算の下、使用料収入及び事業収入を組み、95万円の減額予算を組みました。

また、歳出においては正職員及び緊急雇用以外の臨時職員賃金で396万1千円を増額しました。これは施設職員1名増員によることが主な理由であり、これらの増加要素を歳入で賄うことが出来なかつたので一般会計繰入金が増額しました。

しかし、今後はリニューアル効果を生かすとともに、職員や緊急雇用で雇ったピーアール活動員等の努力により収入を伸ばし、一般会計繰入金を少しでも減額できよう努力したいと考えております。

〈新井重信議員〉

**重点分野雇用創出地域活性化事業、解説員の賃金について、一時的な国の交付金を使つての来場者への展**

示化石の詳細説明は、当面は喜んでいただけると思いますが、国からの資金がなくなつたときにやめてしまふと、逆にサービスの低下となり評判を落とす事にならないか、このときの対応はどのように考えているのか。

〈産業振興課長〉

この事業は、日本経済を立て直すべく3年間限定の国の臨時的雇用施策であり、国からの交付金を県で基金化し、県内各市町村から要望のあった雇用事業に10分の10事業として配分してまいります。

本雇用施策は、知恵を出した市町村にのみ交付する施策であり、恐竜センターとしまして、この事業を積極的に活用することにより大きな効果を生もうと、再三再四、県と協議しながら獲得したのが現状であります。

ご質疑のとおり、解説員は、恐竜博物館としての機能を有する恐竜センターへの来館者に対し、サービスの提供するという非常に大切な役目を担うこととなります。よって、この国の交



付金が充当される2年間の間に、その効果等を十分検証し、効果大と認められた場合には、来館者へのサービス向上の一環として前向きに検討すべき事項と考えております。

### 【議事】

▽条例  
①神流町ヘリポートの設置及び管理に関する条例の制定（可決）  
②神流町職員の給与に関する条例等の一部改正（可決）  
③神流町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正（可決）  
④神流町職員の修学部分休業に関する条例の一部改正

（可決）  
⑤神流町子育て支援金支給条例の全部改正（可決）  
⑥神流町国民健康保険直営中里診療所医師の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正（可決）  
⑦神流町小口資金融資促進条例の一部改正（可決）  
⑧神流町商工業緊急金融支援融資促進条例の一部改正（可決）  
⑨公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正（可決）  
⑩神流町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正（可決）  
⑪神流町国民健康保険税条例の一部改正（可決）

補正予算  
一般会計補正予算および特別会計補正予算について  
(可決)

### 平成21年度補正予算(平成22年3月定例会)

(単位:千円)

| 種別   | 補正額     | 総額        |
|------|---------|-----------|
| 一般会計 | △97,418 | 2,678,757 |

特別会計

| 種別       | 補正額    | 総額      |
|----------|--------|---------|
| 国民健康保険   | 11,803 | 484,984 |
| 老人保健     | △550   | 2,487   |
| 後期高齢者医療  | △4,378 | 39,990  |
| 生活排水処理事業 | △4,242 | 49,368  |
| 万場診療所    | 4,055  | 93,136  |
| 介護保険     | △460   | 397,672 |
| みかほ自然村事業 | △775   | 46,397  |
| 地域活性化施設  | △1,220 | 69,087  |
| 簡易水道事業   | △725   | 177,340 |

## 【一般質問】

### 町民の健康対策について



天野 賢 議員

〈天野 賢議員〉  
神流町は厚生労働省から当町における国民健康保険事業の実績給付費について、2年連続で安定化計画指定を受けました。この指摘を受け、どのような対応をしてきたか、また、これからのような対策をお考えなのか伺います。

〈町長〉  
毎日を健康で過ごし、安心して生活することは住民の皆さんの共通の願いであります。近年の生活様式の変化等から、神流町においても生活習慣に起因するがん、心臓病、脳卒中等の生活習慣病が増加傾向にあります。

を制定し、地域全体で取り組む計画を進めているところであります。

このような中、町の国民健康保険事業は、国民健康法第68条の2第1項の規定に基づく安全化計画の指定に基づく安全化計画の指定されましたが、本年におきましても実績給付費が国の定める基準給付費1・14を大きく越えてしまったために、2年連続で指定されました。

この安定化計画の趣旨は、医療費の地域格差問題に対応するため、厚生労働大臣が指定する医療給付費等が多額となっている指定市町村は、国民健康保険事業の運営の安定化に関する計画、安定化計画を作成し、国及び県の指導、援助のもとに給付等の適正化と運営安定化のための措置を講ずるというものであります。

町国保事業については、昨年度指定されてすぐに高医療費の内容分析や安定化計画の目標設定を行い、目標として5年後に国の定める基準値である1・14をクリアすべく安定計画を策定し、生活習慣病の予防や健康づくり、医療費の節約等

に関する情報を広報紙に掲載するなど意識の高揚を図ってまいりました。

今後の運営安定化のため、今後の対応として、レセプト点検や後発医薬品、いわゆるジェネリックの使用促進と充実強化、また健康診断や保健指導における生活習慣病予防の徹底などを推進してまいりたいと考えております。

国保の医療費が高まっている要因としては、いくつか考えられますが、一つは高齢化の進行、一つは他の自治体に比較し圧倒的に受診率が高い、もう一つは健康に対する関心度が高い、また診療施設が身近にあり、受診しやすい医療環境であるなどが考えられますが、一方では入院を要し、重症化して医療費が上がるというケースが多い状況となっております。

このようなことから、保健師、栄養士による個別面談を中心に、生活習慣病の直しや6カ月後に向けた目標計画を立て、生活習慣病予防に努めております。特に、平成21年度は町内全域を対象に地区訪問を行い、



健康相談や健診の受診結果の説明、指導等に力を入れているところだ。

以上のことを考えあわせますと、今後におきましては、お年寄りが元気に生きがいをもち、暮らすことのできる環境を整えることが必要であることに鑑み、病気や要介護になる前の段階、つまり予防にさらに力を注いでまいりたいと考えております。このことは国保だけの問題ではなく、町全体の問題としてとらえ、特に若年からの予防活動を重点的に実施してまいり、所存でございますので、ご理解をお願いいたします。

〈天野 賢議員〉

私も病気やけがなどをしたときは医療機関のお世話になりますし、それは人間に関係なく生きていくかぎりは仕方ないことだと思います。ただ、年齢を重ねるごとに重症化していくことがあり、特に高齢者の方々は病気やけがを契機に要支援、要介護者となってしまうことが多々あると聞いております。

スからといわれております。高齢者の心身の健康状態維持、すなわちストレス解消を目的とした各種事業は、神流町でも行われております。その中に、社会福祉協議会が行っている各地区の高齢者サロンなどがあります。この事業については積極的に行っている地区もある中で、年々実施する回数が増えてきている地区も多く、その要因の一つに担い手となる方々への負担が大きくなっていると感じております。

私は、この問題への対応策として人材育成が必要だと考えます。ここ数年、全国的に要支援、要介護高齢者を減らすことを目的とした元気高齢者事業や活動が増えてきております。元気高齢者とは自立している高齢者の人々を呼ぶそうです。

この事業の代表的なものに、群馬県が平成18年度から行っている介護予防サポーター育成事業があります。県内の介護予防サポーター認定者は現在1万名を越え、神流町にも70名の介護予防サポーターの方がおられると聞いています。受講者の

中には高齢者も多く、介護予防への意識の高さが伺えます。こういった方々が増えて、さまざまな介護予防事業に参加するようになってくれば、先ほどお話しした高齢者サロンの活動減退も軽減されると私は考えます。

〈町長〉

地域包括支援センターを中心とした介護予防サポーターや認知症サポーターの方々のマンパワー活用事業と、現在神流町で行われている生命の貯蓄体操や、認知症予防などに効果があると言われているぬいぐるみ教室など、介護予防関連、各種団体への補助等のお考えをお聞かせください。

わけなので、それについては何とかある程度の予算をつけてこの高齢者の方たち、一人暮らしの人達が一歩、軽く過ごせるような工作をしていかなければいけないと思っております。

〈天野 賢議員〉

現在、全国自治体では二つの視点での施策の検討が進んでいると言われております。それは、要介護等となる人々の数と割合の抑制と、現在自立している高齢者の心身の健康維持、向上

です。社会での暮らしにくさ、役割の減少などを感じ、意識を低下させ、心身の健康状態を損なわれることにつながると思っております。元気高齢者が増え、スポーツ、文化、芸能活動などのさらなる充実を図り、町民全体が生きがいをもって健康で生き生きと暮らしていける地域社会をつくっていただければ、国民健康保険安定化計画の目標もきつと達成できると私は思います。

**不況下における町内企業への対策について**

て

〈天野 賢議員〉

不況が続く厳しい社会情勢の中、以前に比べて町内の多くの企業経営状況は大変厳しくなってきたと聞いております。不況で悩んでいる事業者や雇用問題などで苦しんでおられる方々への対応策として、町長はどのような施策を考えたか実施しようとしているのか伺います。



〈町長〉

一昨年、アメリカで発生いたしましたリーマンショック以来、100年に一度と言われる世界的な金融不況、雇用の悪化等が引き金となり、日本経済も大変厳しい状況が続いてまいりました。しかし、ここにきて若干の明るさが見え始め、政府や日銀においても景気の上方判断の報道が、徐々にあります。しかし、これは国策による臨時的経済対策が一時的に功を奏したものであり、まだまだ厳しい状況が続くものと感じております。

特に、日本の優良企業である自動車メーカー数社のリコール問題が今後のGDPに大きな影響を及ぼすことが懸念され、本格的な景気回復はまだ先であると思われまます。そのような大変厳しい日本経済が当町のような小さな町に大きな影響を及ぼすことは明白であり、町内の中小企業者や商店主も大変厳しい経営を強いられております。

洋セメント秩父工場のセメント部門の営業停止問題は、今後の事業所経営に大きな影響を及ぼすものではないかと危惧しているところであり、現政権の「セメントから人へ」の政策がどのような影響を与えるのかを注意深く見守っていきたくと考えております。

町としましては、この厳しい経済状況をどのようにしたら克服できるかを真剣に考え、小口資金融資の継続のほかに、昨年1月には新たな融資が可能となる商工業緊急支援融資促進条例を制定し、この危機的状況に耐える施策を構築したことは議員ご承知のことと思っております。

特に、小口支給制度は町としましては大きなリスクを背負うことも想定されますが、事業者等が安心して経営できるような体制づくりの継続が町の責務と思っております。

また、神流町は国の地域活性化交付金等の活用により、平成21年度と平成22年度には合計約8億円超の事業予算を組み、町内の業者中心に発注し、今後もさらに発注させていただく準備を進めているところであります。そしてこの事業は一部の関連事業者のみならず、末端の事業所等の効果も大きいと特に期待しているところであります。

その他にも国の基金活用によるふるさと雇用再生基金事業や、緊急雇用創出基金事業により平成21年度から雇用の確保対策も積極的に行っており、平成22年度においても継続して新規の雇用施策を施すこととなっております。特に、神流町においてはこの雇用施策が積極的であり、平成21年度は県内町村の中でも4番目に多額の補助を受け、さらに平成22年度も継続雇用のほかに新規雇用も実施する予定であります。

また、地域活性化のための方針として、職員と議員さんは平成19年度から、職員は現在でも町内の限定の商品券を給与の一部として購入しており、その経済効果は大きいという報告も受けております。しかし、今回の経済危機はかつて経験したことのない非常事態であり、融資面での施策、事業発注、雇用等に関する施策だけでは到底賄えるものではないと考えており、今後は県や国に対しての働きかけやソフト面の充実を図る施策を施したいと考えております。

以上、ご説明申し上げます。神流町にとつては今までに例のないほどの経済対策を講じているところではあります。さらなる施策を講じる必要性も強く実感しているところであり、今後は職員が英知を結集しての非常事態に対処していく所存であります。

確かに、天野議員のおっしゃるとおり、町内事業所等の企業経営は非常に厳しい状況下ではあります。世界経済そして日本の経済の回復があつてこそ地方の景気回復につながるものではないかと思われまます。よつて、神流町といたしましては、日本経済が回復するまでは先ほど申し上げました施策を積極的に推進しながら、この急場をしのげる体力をつけたいと思っております。

どうか議員各位におかれましても、町にとって最大の景気対策を講じられるような協力をお願い申し上げます。

〈天野 賢議員〉

太平洋セメント株式会社、3工場でのセメント生産を中止するということが、これは当町の秩父太平洋セメント叶山鉱業所への影響も大変懸念され、従業員のみなならず町民の方々が心配をしております。秩父太平洋セメント叶山鉱業所は、協力会社の広井工業を合わせると、総勢52名の方が勤務されております。そのうち町内の方は35名、町外の方でも神流町出身者が多数おられると聞いております。

当町黒田にありまます株式会社GMタイセイも不況のあおりを受け、2年前には70名勤務されていた従業員も、平成22年3月現在で37名と厳しい人員削減を強いられておると聞いております。両社とも神流町を代表する企業であり、町への税収のみならずこれまでの地域への貢献度ということも忘れてはいけないと思っております。

両社を含めた当町各企業の従業員の方々は、地域の



役割はもちろん、消防団やPTA、子育て連、各種団体活動等で占める割合は多大なものであります。今後、こういった方々の雇用状況が危ぶまれるようなことがあれば、神流町の地域社会が崩壊してしまふ恐れもあります。神流町を存続していくためには、町民の働く場所は確保できること、住民が安心して生活するためにも、工業者が元気であること、納税をしてくれる企業がこれ以上減退しないことが最低必要不可欠な条件であると私は考えます。町のトップでもある町長が先頭に立ち、不況や雇用問題などに積極的に取り組んでいくことが町の活性化につながる。と私は考えますが、町長の意見をお聞かせください。

〈町長〉

確かに、不況は今始まったわけではありませんが、2年前ですか、GMタイセー1が不況に陥りまして、従業員の削減等がございました。そのときに笠原社長さんがいろいろな人事相談をされました。町もそれなりに何かできないだろうかという検討はいたしましたがい

ろいろ考えていく中で、なかなか町として企業にこれといった施策が浮かんでまいりませんでした。特に、太田市ではございませんけれども、太田市には富士重工があります。その車を所有者として借り入れる、そのような施策もしたらしいですが、では神流町でGMタイセーの製品を買うというわけにもいきませんし、そうかといつて金銭的な援助ということになるとなかなかこれは難しい問題が出てくるというようなことで、特に融資関係の指導をしたただけでそのままになってしまったというところで、大変残念なんですけれども、町としてできることはそれしかなかったというところでございます。

秩父太平洋セメントにおきましては、あそこは石灰石を採石しているわけですが、ここにもおられます。南甘漁業組合長さんへは、漁業組合として石等を買うような協力もしていただいておりますが、それもなかなか会社を立て直すほどの量を買おうというわけにもいきませんが、特に叶山事業所

におきましてはいろいろな面でご協力いただいております。交通指導員、消防団など町のために大変貢献をされているということ、ケーブルテレビ等の話もありましたけれども、普通は条例等にありまして3分の1の負担をもつて行うということですが、それ以上のことを考えた設備にしたいということ、それよりも防災連絡用無線がいいのではないかなというところで、無線については要望があれば町はしていきたいと思います。この話はしてあります、そういうことではなかなか本当に厳しいということもわかりましたけれども、なかなかこれといった手が打てない町としてもどうか、そんな気持ちがございます。

## 配食サービスが新しくなります

### 主な内容

#### 1 利用対象者

町内に居住する65歳以上の方、または65歳以下であっても心身の疾病及び障害等により、食事の調理が困難な方

#### 2 サービス回数

利用者1人あたり「月曜・水曜・木曜・金曜」における週4日以内、1日1食の昼食を配達します。ただし、土曜、日曜及び祝日並びに年末年始は除きます。

#### 3 食種と利用料

一般食（ご飯・汁・おかず）・・・500円  
 おかず食（おかず）・・・400円

※配食サービスは、直接自宅へ訪問し、配達いたします。その際、「声かけ」と「安否確認」の見守り支援を実施します。

問い合わせ先／保健福祉課 福祉係 ☎ 58-2111（内線334番）

んなふうな思っております。〈天野 賢議員〉  
 景気の低迷による影響ということは神流町だけの問題ではないのですが、我が町ではそういった影響が非常に身近に感じられます。雇用環境は、不況の影響で神流町に住んでいただく方も町外への転出を余儀なくさ

れるという方のお話も聞いております。雇用環境が安定し、町民が安心して生活できるような最善の施策を講じていただけるようお願いいたします。  
 議会だより編集委員  
 二ツ橋 良平  
 天野 賢  
 斎藤 カミヲ



**国民年金**

**こんなときこんな届け出が必要ですよ**

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入する公的年金制度です。加入者（被保険者）は、就職したときや退職したときをはじめ、次のような機会ごとに届け出が必要になります。

**第1号被保険者（自営業者や学生など）が、**

- 就職して厚生年金や共済組合に加入したとき
- ↓本人の勤務する事業所が年金事務所へ届け出をします。

**かなまち 役場情報**

神流町役場 ☎ 57-2111  
 総務課・住民生活課・産業振興課  
 建設課・会計課・教育委員会事務局

中里合同庁舎 ☎ 58-2111  
 保健福祉課・中里支所

どちらに電話をかけても、内線転送できます。

- 結婚、配偶者の就職、本人の収入減などにより、第2号被保険者である配偶者の扶養となったとき
- ↓配偶者の勤務する事業所へ提出します。事業所が年金事務所へ届け出をします。
- 第2号被保険者（会社員や公務員など）が、**
- 退職したとき
- ↓本人が役場の年金担当へ届け出をします。
- 退職して、第2号被保険者である配偶者の扶養となったとき
- ↓配偶者の勤務する事業所へ提出します。事業所が年金事務所へ届け出をします。
- 第3号被保険者（第2号被保険者に扶養されている配偶者）が、**
- 就職して厚生年金や共済組合に加入したとき
- ↓本人の勤務する事業所が年金事務所へ届け出をします。

**国民年金保険料は納付期限までに納めましょう**

平成22年度の国民年金保険料は、月額15,100円です。

納付期限は、納付対象月の翌月末日（翌月末日が休日の場合は、翌営業日）です。十分な所得があるにもかかわらず、長期にわたり保険料を納めなかった場合、国民年金法の規定により、国税徴収法の例による滞納処分（財産差押え）の対象となります。

- 必要な届け出を忘れてそのままにしておくと、将来年金が受けられなくなったり減額されたりする場合があります。ご注意ください。
- ▽問い合わせ先 高崎年金事務所 国民年金課 ☎ 027-322-7731

| 種別    | 年齢   | 高      |        | 中      |        | 平均額    |        | 前年比     | 出払額     | 納付額   | 納付率  |
|-------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|-------|------|
|       |      | 円      | 石      | 円      | 石      | 円      | 石      |         |         |       |      |
| 杉     | 3.00 | 16~18  | 9,500  | 2,600  | 9,300  | 2,600  | 200    | 55,771  | 55,771  | 100%  |      |
|       |      | 20~24  | 10,500 | 2,900  | 10,400 | 2,900  | 200    | 313,221 | 313,221 | 100%  |      |
|       |      | 30~上   | 7,300  | 2,000  | 7,300  | 2,000  | -      | 0,527   | 0,527   | 100%  |      |
|       | 3.65 | 10~11  | 5,300  | 1,500  | 5,000  | 1,400  | -      | 22,932  | 22,932  | 100%  |      |
|       |      | 12~13  | 6,000  | 1,700  | 6,000  | 1,700  | 400    | 16,524  | 16,524  | 100%  |      |
|       |      | 14~18  | 9,000  | 2,500  | 9,000  | 2,500  | 0      | 18,932  | 18,932  | 100%  |      |
|       | 4.00 | 20~28  | 10,800 | 3,000  | 9,600  | 2,700  | -200   | 107,508 | 107,508 | 100%  |      |
|       |      | 30~上   | 12,000 | 3,300  | 10,700 | 3,000  | -100   | 27,500  | 27,500  | 100%  |      |
|       |      | 6.00   | 15~18  | 14,000 | 3,900  | 13,500 | 3,800  | -3,000  | 5,408   | 5,408 | 100% |
|       |      |        | その他の杉  |        |        |        |        | 150,274 | 144,786 | 96.3% |      |
|       |      |        | 杉 合計   |        |        |        |        | 749,836 | 744,348 | 99.3% |      |
|       | 松    | 3.00   | 14~24  | 15,000 | 4,200  | -      | -      | -       | 0,000   | 0,000 | -    |
| 10~13 |      |        | 6,500  | 1,800  | -      | -      | -      | 0,000   | 0,000   | -     |      |
| 14~18 |      |        | 18,000 | 5,000  | -      | -      | -      | 0,000   | 0,000   | -     |      |
| 4.00  |      | 16~28  | 20,000 | 5,600  | -      | -      | -      | 0,000   | 0,000   | -     |      |
|       |      | 30~上   | 22,000 | 6,100  | -      | -      | -      | 0,000   | 0,000   | -     |      |
|       |      | 6.00   | 14~18  | 20,000 | 5,600  | -      | -      | -       | 0,000   | 0,000 | -    |
|       |      | その他の松  |        |        |        |        | 0,000  | 0,000   | -       |       |      |
|       |      | 松 合計   |        |        |        |        | 0,000  | 0,000   | -       |       |      |
| 赤松    | 4.00 | 18~22  | 5,000  | 1,400  | -      | -      | -      | 0,000   | 0,000   | -     |      |
|       |      | 30~上   | 11,500 | 3,200  | 10,000 | 2,800  | -      | 2,268   | 2,268   | 100%  |      |
|       | 6.00 | 7~10   | 6,000  | 1,700  | -      | -      | -      | 0,000   | 0,000   | -     |      |
|       |      | その他の赤松 |        |        |        |        | 5,917  | 3,809   | 64.4%   |       |      |
|       |      | 赤松 合計  |        |        |        |        | 8,185  | 6,077   | 74.2%   |       |      |
| 豊松    | 4.00 | 7~10   | 6,000  | 1,700  | -      | -      | -      | 0,000   | 0,000   | -     |      |
|       |      | 11~12  | 6,000  | 1,700  | -      | -      | -      | 0,000   | 0,000   | -     |      |
|       |      | 18~28  | 8,000  | 2,200  | -      | -      | -      | 0,000   | 0,000   | -     |      |
|       |      | 30~上   | 8,500  | 2,400  | -      | -      | -      | 0,000   | 0,000   | -     |      |
|       |      | その他の豊松 |        |        |        |        | -      | -       | -       |       |      |
|       |      | 豊松 合計  |        |        |        |        | 0,000  | 0,000   | -       |       |      |
|       |      | その他の豊松 |        |        |        |        | 12,260 | 3,858   | 31.5%   |       |      |
|       |      | 豊松 合計  |        |        |        |        | 12,260 | 3,858   | 31.5%   |       |      |

「街角の年金相談センター前橋」では、年金事務所と同様に、来訪による年金相談（委任状）が必要です。

「街角の年金相談センター前橋」をご利用ください

保険料は納付期限までに忘れずに納めましょう。保険料の納付は、口座振替の「早割」がお得で便利です。口座振替の指定日を納付期限より1か月早めることにより、保険料が1か月当たり50円割引になります。納め忘れの心配もありませんので、ぜひご利用ください。

▽問い合わせ先 高崎年金事務所 国民年金課 ☎ 027-322-7731

談や年金請求の手続きができます。お気軽にご利用ください。（街角の年金相談センターは日本年金機構から全国社会保険労務士会連合会が委託をされ相談業務を行っています。）

来訪の際には、年金手帳や年金証書、印鑑をお持ちください。

○所在地 前橋市亀里町1-310 JA(群馬県農協)ビル3階

○相談受付時間 毎週月曜日から金曜日まで(祝日及び年末年始を除く)の午前8時30分から午後5時15分まで

代理の方は来訪相談される場合には、本人からの依頼状(委任状)が必要です。

(※) 市況は暴落に陥っている。入荷量は増加し、価格も材料によっては少しづつながら伸び続けている。売れ行きもほぼ100%の売れ行きで、入荷量は増加しているが需要に追いついていないようだ。今の時期なら更に入荷量が増えても材がたつくといい心配はなく、材料についても大丈夫だろう。この状態はもう暫く続くと思われるが、今のところ5月いっぱいでは相場が暴落と懸念される。木が水を吸う時期を迎えると材の使い方が変わる。水を吸った材は乾燥の低下が早いため質的に劣化する。日持ちの良い今の材は後戻しになりかねないので、5月めどに売り切っておく方が良いでしょう。早めの出荷をお勧めします。



75歳以上の皆様へ

## 肺炎球菌予防接種費用の一部を助成いたします

【肺炎球菌予防接種とは】 ※高齢者のかかる肺炎の多くが肺炎球菌によるものといわれています。この肺炎球菌は80種類以上の型があり、その内感染することの多い23種類の型に対してワクチンで免疫をつけることができ、効果は5年程度続くといわれています。

**この予防接種をご希望される方は、町指定医療機関の万場診療所又は中里診療所に問い合わせの上、接種をして下さい。**

肺炎球菌ワクチン接種後の副反応として、注射部位の腫れや、痛み、時に軽い発熱がみられることがあります。日常生活に差し支えるほどのものではありません。1～2日で消失します。

なお、肺炎球菌ワクチンですべての肺炎が予防できるわけではありません。日頃からの健康管理に努めましょう。

※この予防接種は任意の予防接種ですから強制ではありません。

希望する方は接種を十分理解していただき、先生の指示によりお受け下さい。



|         |                                                                                    |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 予防接種対象者 | 接種日において神流町に住所を有し、かつ、次のすべてに該当する方。<br>(1) 予防接種日において満75歳以上の方<br>(2) この予防接種を一度も受けていない方 |
| 接種費用額   | 自己負担額：3,000円<br>(予防接種費用一人7,500円に対し、町から一人1回限り4,500円を助成します。)                         |
| 接種期日    | 平成22年5月～9月末日まで                                                                     |

※町外の医療機関での接種は、助成対象となりません。

| 指定医療機関 | 万場診療所    | 中里診療所    |
|--------|----------|----------|
| 電話番号   | ☎57-2018 | ☎58-2201 |

〈問い合わせ〉  
役場保健福祉課 ☎58-2111

平成22年度における

## 「子ども手当」の支給が始まります!



「子ども手当」って  
どんな制度?

- 次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する制度です。
- 中学校を卒業するまでの子ども1人につき月額13,000円を養育している方に支給する制度です。

【支給月】 \*詳細は支払通知でお知らせします。

|       |                                     |
|-------|-------------------------------------|
| 平成22年 | 6月支給 ⇨ 4・5月分<br>10月支給 ⇨ 6・7・8・9月分   |
| 平成23年 | 2月支給 ⇨ 10・11・12・1月分<br>6月支給 ⇨ 2・3月分 |

注) 平成22年度は子ども手当が支給されるため、今までの児童手当は支給されません。

### 手続きの方法

本年3月まで児童手当を受給されていた方は、基本的には手続きは必要ありません。ただし、新たに子ども手当の対象となる子どもを養育している方には、「認定請求書」又は「額改定認定請求書」の届出をしていただきます。該当者には個別通知でお知らせいたします。  
(公務員の方は、勤務先からの支給となります。)

問い合わせ先

住民生活課 住民係 (内線：147)



# 包括支援センターだより

**-第6回-**  
基本チェックリスト

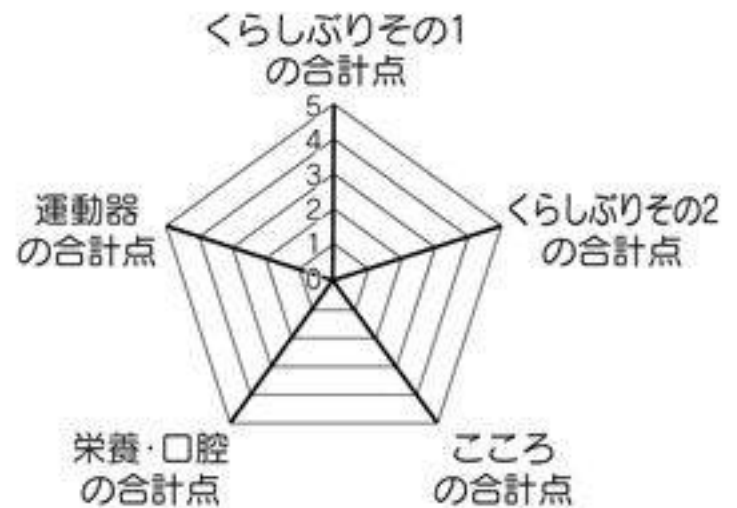
## ～ 介護予防シリーズ ～

介護予防の第一歩は、まず「現在の自分の状態を知ること」です。下記のチェック項目を、町の健康診断で見たことがある人は、多いのではないのでしょうか？この結果は、包括支援センターにおける高齢者の生活機能低下の早期把握、介護予防教室などに活用されています。

厚生労働省が作成した基本チェックリストで日頃の生活をチェックしてみましょう！

### チェック方法

- ◆質問に「はい」か「いいえ」で答えていきます。
- ◆色のついている箇所をチェックが入れば1点です。
- ◆各項目の合計点を、右記の図に当てはめてみましょう。五角形が大きい人ほど、介護予防への取り組みが必要になってきます。



## 基本チェックリスト

### 暮らしぶり その1

|                   |            |
|-------------------|------------|
| バスや電車で1人で外出していますか | 0.はい・1.いいえ |
| 日用品の買物をしていますか     | 0.はい・1.いいえ |
| 預貯金の出し入れをしていますか   | 0.はい・1.いいえ |
| 友人の家を訪ねていますか      | 0.はい・1.いいえ |
| 家族や友人の相談にのっていますか  | 0.はい・1.いいえ |

**各項目を具体的に  
見ていきましょう！**

#### 「暮らしぶり その1」 に点数が入った場合

日常生活での細々した動きができなくなるおそれがあります。

### 運動器について

|                               |            |
|-------------------------------|------------|
| 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか         | 0.はい・1.いいえ |
| 椅子に座った状態から何にもつかまらずに立ち上がっていますか | 0.はい・1.いいえ |
| 15分位続けて歩いていますか                | 0.はい・1.いいえ |
| この1年間に転んだことはありますか             | 1.はい・0.いいえ |
| 転倒に対する不安は大きいですか               | 1.はい・0.いいえ |

#### 「運動器」 に点数が入った場合

筋力の低下がおき、転倒しやすくなるおそれがあります。  
毎日、ほんの少しの時間でもいいので、時間を決めて継続して運動しましょう！

### 栄養やお口について

|                                          |            |
|------------------------------------------|------------|
| 6ヶ月間で2～3kgの体重減少がありましたか                   | 1.はい・0.いいえ |
| BMIが18.5未満ですか<br>※BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m) | 1.はい・0.いいえ |
| 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか                  | 1.はい・0.いいえ |
| お茶や汁物等でむせることがありますか                       | 1.はい・0.いいえ |
| 口の渇きが気になりますか                             | 1.はい・0.いいえ |

#### 「栄養やお口」 に点数が入った場合

偏った食事により、低栄養を起こすおそれがあります。  
また、お口の機能が低下すると、食べ物を飲み込んだりしにくくなります。



### 暮らしぶり その2

|                                      |            |
|--------------------------------------|------------|
| 週に1回以上は外出していますか                      | 0.はい・1.いいえ |
| 昨年と比べて外出の回数が減っていますか                  | 1.はい・0.いいえ |
| 周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるといわれていますか | 1.はい・0.いいえ |
| 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか          | 0.はい・1.いいえ |
| 今日が何月何日かわからない時がありますか                 | 1.はい・0.いいえ |

### 「暮らしぶりその2」 に点数が入った場合

閉じこもりやもの忘れなどに注意が必要です。  
「家が一番」とばかりに家にこもっていると、次第に脳も衰えやすくなるので、こまめに外出する機会を作りましょう！

### 心の健康について

|                                   |            |
|-----------------------------------|------------|
| (ここ2週間)毎日の生活に充実感がない               | 1.はい・0.いいえ |
| (ここ2週間)これまで楽しんでやれたことが楽しめなくなった     | 1.はい・0.いいえ |
| (ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる | 1.はい・0.いいえ |
| (ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない            | 1.はい・0.いいえ |
| (ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする           | 1.はい・0.いいえ |

### 「心の健康」 に点数が入った場合

高齢期は大きな喪失感を抱きやすい出来事が多く、うつ状態になりやすいです。気になる兆候があるなら、早めに医療機関などに相談しましょう。

**お疲れ様でした!**

次回は「脳梗塞」です。

ご存知ですか?



## メタボリックシンドローム

メタボリックシンドロームとは内臓のまわりに脂肪が貯まる「内臓脂肪型肥満」のことです。メタボリックシンドロームになると動脈硬化が進み、心筋梗塞・脳梗塞などの虚血性心疾患や糖尿病発症の可能性があります。

### ★メタボリックシンドローム判定基準★

|       |                    |   |                                                                                                             |
|-------|--------------------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○腹囲…… | 男性 85cm<br>女性 90cm | + | ○高血糖……空腹時血糖 110mg/dl以上<br>○脂質異常……中性脂肪 150mg/dl以上・HDLコレステロール 40mg/dl未満<br>○高血圧……最高血圧 130mmHg以上・最低血圧 85mmHg以上 |
|-------|--------------------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※3つのうち2つ以上該当

### ★メタボリックシンドローム予防のポイント★

#### 《1.自分の健康状態を知ろう》

5月から町で行う集団健診が始まります。1年に1度は健診を受けご自身の健康管理に役立てましょう。

#### 《2.自分の生活を振り返ってみましょう》

上記の判定表と自分の健診結果を照らし合わせ生活習慣を見直してみましょう。

#### 《3.自分にできることから無理せずコツコツ実践しましょう》

生活習慣を変えることは容易なことではありません。小さなことからコツコツ継続することが大切です。私たち保健師・栄養士がみなさんに健康的な生活を送ってもらえるようお手伝いします！

1に運動

2に食事、  
しっかり禁煙

最後に薬



\*近年神流町の医療費が他の町村と比べて高い傾向にあります。分析してみると自分で気がつかないうちに高血圧や高脂血症になってしまい急に脳梗塞や心筋梗塞など発症し長く入院しなければならない状態(重症化)になってしまう人も多いことがわかりました。いつまでも健康で長生きしたいと誰もが望んでいると思います。病気になるために早くからの予防がとても大切です。もし、病気になったとしても医師の管理のもと上手にお付き合いしていくことで重症化を防ぐことができます。

心配なことや相談したいことがあれば旧万場地区・旧中里それぞれ月に1回地区定期健康相談を行っています。気軽に出かけてください!!

お問い合わせ 神流町役場 保健福祉課 保健師/黒澤郁美・吉野真琴 ☎58-2111



**自動車税は5月31日(月)までに納税しましょう**

自動車税は、毎年4月1日現在で自動車検査証(車検証)に登録されている自動車の所有者(割賦販売の場合は使用者)に課税される県税です。道路の整備だけでなく、医療福祉、教育の充実などを確保するための財源として大切に使われています。

◇自動車税は、コンビニエンスストアでも納税できます。

※軽自動車税は、市町村税です。市役所・町村役場へお問い合わせください。

◇障害者手帳をお持ちの方で、障害の程度、自動車

の所有者など一定の条件を満たしている場合には、申請により自動車税が減免になる場合があります。

◇問い合わせ先  
群馬県自動車税事務所  
☎027-263-4343  
又は藤岡行政県税事務所  
☎0274-22-1442

※自動車を移転する場合には、継続検査用・構造等変更検査用の納税証明書も一緒に受け取りましょう。

**国家公務員Ⅲ種(税務)募集**

▽受験資格 平成元年4月2日〜平成5年4月1日生まれの者

▽試験の程度 高等学校卒業程度

▽受験申込期間 6月22日(火)〜6月29日(火)まで(土・日曜日は除く。)

▽申込書請求先 最寄りの税務署(総務課) 関東信越国税局人事二課 又は人事院関東事務局

【配布開始は5月10日(月)】

▽申込書提出先 第1次試験地を管轄する人事院各地方事務局なお、関東信越国税局管内(茨城・栃

木・群馬・新潟・埼玉県)の試験地を管轄する地方事務局は次のとおり

人事院関東事務局  
〒330-9712  
埼玉県さいたま市中央区  
新都心1番地1  
さいたま新都心合同庁舎  
☎048-740-2008  
06-2007-2008

▽試験日  
第一次試験 9月5日(日)  
第二次試験 10月14日(木)〜21日(木)までの間の指定する1日(第一次試験合格通知書で指定する日)

▽試験地  
第一次試験 人事院各地方事務局が示した試験地であれば、受験者の希望する全国のどの試験地でも受験することができ。

第二次試験 第一次試験合格通知書で指定する試験地

▽合格者発表日  
第一次試験合格者 10月7日(木)  
第二次試験合格者 11月11日(木)

▽問い合わせ先  
関東信越国税局 人事第二課 試験係 ☎048-1600-3111(内線2095又は2097)

**平成22年度酒類販売管理協力員の募集について**

関東信越国税局では、酒類小売販売場(スーパー、コンビニエンスストア、小売酒販売店など)で買い物する機会を利用して、未成年者飲酒防止に関する表示や店頭価格の状況を確認し、税務署に連絡していただく「酒類販売管理協力員」を募集しています。

※募集方法、募集期間、委嘱期間等詳しくは国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

問い合わせ先 前橋税務署 酒類指導官 ☎027-224-4498



**まちの人口と世帯**

平成22年3月末 現在

|     |             |        |             |
|-----|-------------|--------|-------------|
| 人口  | 2,556人(-26) | 0~14歳  | 121人(-1)    |
| 男   | 1,202人(-13) | 15~64歳 | 1,138人(-22) |
| 女   | 1,354人(-13) | 65歳~   | 1,297人(-3)  |
| 世帯数 | 1,135世帯(-1) | 高齢者比率  | 50.7%       |

( )内の数字は、前月との比較数 資料:住民基本台帳

**今月の納付**

| 科目      | 納期       |
|---------|----------|
| 固定資産税1期 | 5月31日(月) |

納付は、口座振替が便利です

**戸籍の窓** 平成22年3月届出分


|              |     |     |    |
|--------------|-----|-----|----|
| おめでた - 敬称略 - |     |     |    |
| 出生児          | 性別  | 保護者 | 地区 |
|              | 女   |     | 魚尾 |
|              | 女   |     | 魚尾 |
|              | 男   |     | 生利 |
| おくやみ - 敬称略 - |     |     |    |
| 死亡者          | 年齢  | 届出人 | 地区 |
|              | 83歳 |     | 梨平 |
|              | 73歳 |     | 小原 |
|              | 96歳 |     | 生利 |
|              | 86歳 |     | 粗尾 |
|              | 85歳 |     | 尾  |

※この欄に掲載を希望しない方は窓口にお申し出ください。



今月の  
**行事予定**

【5月10日～6月9日】

 みかほ高原荘みかほの湯 入浴会開催日  
入浴、昼食、送迎有りて費用は1,000円です。  
問い合わせ先 ☎57-3211



| 月日       | 内 容                                                                                     | 月日       | 内 容                                                                                                                               |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5月10日(月) | 胃・大腸がん検診(生利・万一・万二) 午前8:30～10:30受付                                                       | 5月25日(火) |                                                                                                                                   |
| 11日(火)   | 夜間外来 万場診療所 午後7:00～9:00頃まで                                                               | 26日(水)   | 胃・大腸がん検診(万三・塩沢・森戸・黒田) 午前6:30～8:30受付<br> みかほの湯  |
| 12日(水)   |  みかほの湯 | 27日(木)   |                                                                                                                                   |
| 13日(木)   |                                                                                         | 28日(金)   |                                                                                                                                   |
| 14日(金)   | 定期健康相談(健康づくり支援センター) 午前9:30～11:00受付                                                      | 29日(土)   |                                                                                                                                   |
| 15日(土)   | 土曜診療 万場診療所                                                                              | 30日(日)   |                                                                                                                                   |
| 16日(日)   |                                                                                         | 31日(月)   | 特定健診(柏木老人いこいの家) 午前8:30～10:30受付                                                                                                    |
| 17日(月)   | 定期健康相談(保健福祉センター) 午前9:30～11:00受付                                                         | 6月1日(火)  | 特定健診(相原町民体育館) 午前8:30～11:00受付                                                                                                      |
| 18日(火)   |                                                                                         | 2日(水)    |                                                                                                                                   |
| 19日(水)   | 乳幼児健診                                                                                   | 3日(木)    | 特定健診(恐竜センターふるさと交流室) 午前8:30～11:00受付<br> みかほの湯 |
| 20日(木)   | 婦人科・骨密度検診(神ヶ原・間物・平原・尾附・西部) 午後1:00～2:30受付                                                | 4日(金)    |                                                                                                                                   |
| 21日(金)   |                                                                                         | 5日(土)    |                                                                                                                                   |
| 22日(土)   | 土曜診療 中里診療所                                                                              | 6日(日)    |                                                                                                                                   |
| 23日(日)   |                                                                                         | 7日(月)    | 婦人科検診(万三・万二・万一・森戸) 午後1:00～2:30受付                                                                                                  |
| 24日(月)   | 胃・大腸がん検診(小平・相原・青梨・船一・船二) 午前6:30～8:30受付                                                  | 8日(火)    | 特定健診(健康づくり支援センター) 午前8:30～11:00受付                                                                                                  |
|          |                                                                                         | 9日(水)    | 特定健診(健康づくり支援センター) 午前8:30～11:00受付<br> みかほの湯   |

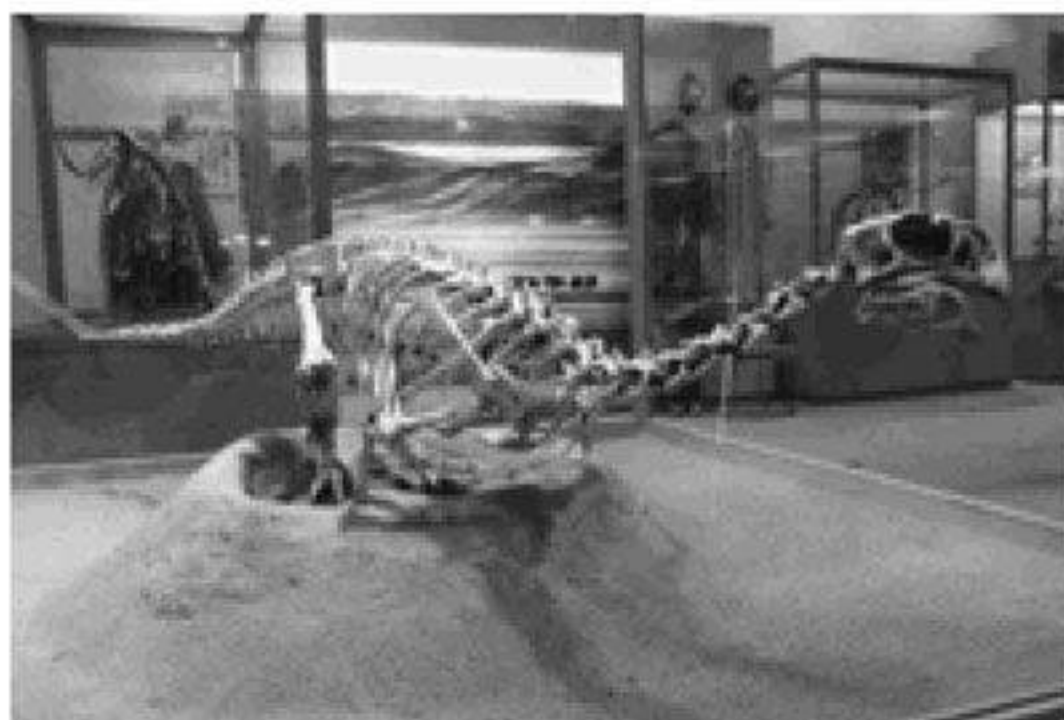
恐竜センターリニューアル情報

第4回

**貝泥棒・コンコラプトル**



今回、ご紹介する標本は先月のシチパチと同じオピラプトロサウルス類の「コンコラプトル・グラシリス」です。コンコラプトルは以前から恐竜センターに展示してあったインゲニアと似た恐竜ですが、インゲニアと比べて華奢な体型をしています。この特徴は種名の「グラシリス(華奢な)」に表現されています。コンコラプトルはシチパチのようなトサカがなく、それよりも小型です。多くのオピラプトロサウルス類の上あごには丈夫な突起があり、それを下あごで受ける



ことで、かなり堅いものを砕いて食べていたと考えられています。コンコラプトル(貝泥棒)とは、このようなあごの構造から貝を食べていたと想像されて、命名されました。種類は違いますが、この標本はシチパチの産状を参考にオピラプトロサウルス類はこのようにして卵を温めていたのではないかと考えて、作成されたものです。恐竜時代のモンゴルでは、このような光景が多く見られたのかもしれないですね。

恐竜センター 久保田

発行／神流町役場 ☎21111 FAX ☎2715

編集／総務課



第1回 徒歩でたどる 神流町の藪山の中の信仰と碑



**高岩神社**

塩沢より天狗沢を登りつめると2つの岩山が眼前に迫る。右は桐ノ城山、左は高岩、高岩神社は左の高岩の頂上にある。いかにも天狗が舞い降りてきそうな高岩直下の荒れた沢を渡り、岩と藪の険しい旧秋葉峠の道を登ると左手に狛犬を従えた神社が見えてくる。規模の割には知名度が低いですが、神社内には五つの天狗の面とおびただしい数の鉄剣が奉納されており、信心の深さを感じる。山道の険しさにより訪れる人は滅多にないが、毎年世話人により管理されている。昔は塩沢の人々が集まり酒盛りもされていたという。高岩神社からスーパー林道まで更に20分の登りである。

万場三区 田中

神流町図書館 ★新刊の紹介★

【火曜日～土曜日】  
午前9時15分～午後0時 / 午後1時00分～午後6時  
(5月から9月)

【神流町図書館】  
住所：万場93番地 役場東隣 / TEL:0274-57-2364

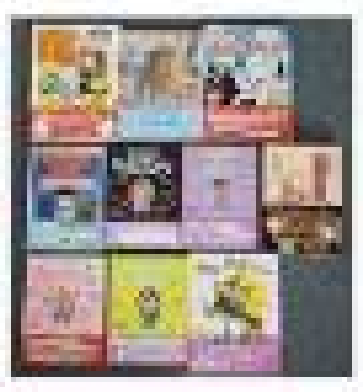
大人向け

- 江(マコ)うー娘たちの戦国(上)
- 江(マコ)うー娘たちの戦国(下) 田淵久美子
- 犬はいつも足元にて 大森兄弟
- 教室の亡霊 内田康夫
- 観望(上) 五木寛之
- 観望(下) 五木寛之
- もいちどあなたにあいたいな 新井素子
- 十三人の刺客 舘野一郎
- 太陽のバスタ、豆のスープ 宮下奈都
- 愛しいひと 明野照葉
- 天網 TOXAGEN 特殊遊撃捜査隊 今野敏
- 四十九日のレンビ 伊吹有喜
- 陰陽師天鼓ノ巻 夢枕獏
- 詩画集 風の詩―かけがえのない毎日 星野富弘
- 新・自分で治す「冷え症」マガジンハウス文庫 田中美津
- へこたれない 鎌田貴



子ども向け

- 新聞のひみつ 学研まんががよくわかるシリーズ 青木明ひろゆうこ
- サイエンスコナン 七変化する水の不思議 小学館学習まんがシリーズ 青山剛昌
- 天草の霧 斉藤洋
- なんでも魔女商会14 ナナのたんぼぼカーニバル あんびるやすこ
- ランプの精リトル・ジーニー11 キケンなダンスコンテスト
- ランプの精リトル・ジーニー12 名たんていにおまかせ!
- ランプの精リトル・ジーニー13 ときめきのドールシヨップ
- ランプの精リトル・ジーニー14 ミランダジョーンズ
- 千年ギンギンおぼなシルキスサス 岡崎祥久
- アニメ版ブラック・ジャック
- 白いライオン ブラックジャック アニメ版 手塚治虫
- まじよまじよリーナ ポプラちいさなおはなし たちもとみちこ
- 自動車場のひみつ 学研まんががよくわかるシリーズ 鳥飼規世
- エネルギーのひみつ(改訂版)学研まんが よくわかるシリーズ おがたかほる
- 燃料電池のひみつ 学研まんががよくわかるシリーズ またたまおつき子



印刷／有美創